(8) 商号又は名称 主たる事務所の所在地	Fitch Ratings Ireland Limited 88 Harcourt Street, Dublin 2, DO2 DK18, Ireland ［略］ Pza de Pablo Ruiz Picasso 1, Torre Picasso 19th floor, 28020 Madrid, Spain
(9) 商号又は名称 主たる事務所の所在地	Fitch Ratings Canada, Inc. 22 Adelaide Street West, Suite 2810 Toronto, ON M5H 4E3, Canada ［略］
備考　表中の［ ］の記載は注記である。	

○農林水産省告示第千二百九十八号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）別表第一号ホの規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第千百四十五号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
1　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用は、次に定めるところにより行うものとする。 一　規則別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料の使用は、と畜場（と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定するとと畜場をいい、牛、めん羊又は山羊に係るものに限る。以下同じ。）の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料の生産業者（外国において本邦に輸出される肥料を業として生産する者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、当該肥料を生産する際に、同号ホの農林水産大臣が指定する材料を使用することにより行うこと。 二　規則別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる原料の使用は、と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される普通肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、次に掲げる方法により行うこと。 イ・ロ　（略） 2　規則別表第一号ホの疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工は、と畜場のうち、牛のみに係るものの排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産される肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、当該汚泥について次に掲げる方法のいずれかにより行うものであって、その加工の工程について農林水産大臣の確認を受けたものとする。 一～六　（略） 3　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者が当該肥料を他の普通肥料（指定混合肥料を除く。）の原料として他の生産業者又は販売業者（以下「生産業者等」という。）に譲渡又は引渡し（以下「譲渡等」という。）をする場合（と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用して生産された普通肥料の登録外国生産業者（当該肥料の輸入業者であるものを除く。）が当該肥料を他の普通肥料（指定混合肥料を除く。）の原	1　肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用は、次に定めるところにより行うものとする。 一　規則別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料の使用は、牛、めん羊又は山羊（以下「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用して生産される肥料の生産業者（外国において本邦に輸出される肥料を業として生産する者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、当該肥料を生産する際に、同号ホの農林水産大臣が指定する材料を使用することにより行うこと。 二　規則別表第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる原料の使用は、牛等由来の原料を使用して生産される普通肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、次に掲げる方法により行うこと。 イ・ロ　（略） 2　規則別表第一号ホの疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工は、牛由来の原料を使用して生産される肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、その牛由来の原料について次に掲げる方法のいずれかにより行うものであって、その加工の工程について農林水産大臣の確認を受けたものとする。 一～六　（略） 3　牛等由来の原料を使用して生産された肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者が当該肥料を他の普通肥料（指定混合肥料を除く。）の原料として他の生産業者又は販売業者（以下「生産業者等」という。）に譲渡又は引渡し（以下「譲渡等」という。）をする場合（牛等由来の原料を使用して生産された普通肥料の登録外国生産業者（当該肥料の輸入業者であるものを除く。）が当該肥料を他の普通肥料（指定混合肥料を除く。）の原料として輸入業者（当該肥料の登録外国生